

○御嵩町工事成績評定基準

平成16年5月10日

訓令甲第10号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、御嵩町工事の監督及び検査要領（平成12年訓令甲第3号。以下「要領」という。）第8条及び第20条の規定に基づき、町が行う請負契約による建設工事の公正かつ的確な工事成績評定の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「建設工事」とは、要領第1条に規定する建設工事をいう。

2 この基準において「条件付き一般競争入札建設工事」とは、土木一式工事、建築一式工事、ほ装工事及び水道施設工事のうち設計金額が130万円以上の工事をいう。

3 この基準において「その他建設工事」とは、前項に規定する建設工事以外の建設工事で、かつ、競争入札に付する建設工事をいう。

4 前3項に定めるもののほか、この基準において使用する用語は、要領において使用する用語の例によるものとする。

（平20訓令甲16・一部改正）

(工事成績の評定)

第3条 工事成績の評定は、評定者の主観を排し、客観的かつ公平に評定する。

2 検査の結果、給付の内容が不完全な場合は、その時点において評定し、修補又は改造後の評定はしないものとする。

第2章 条件付き一般競争入札建設工事の評定

(評定の方法)

第4条 条件付き一般競争入札建設工事の評定は、監督員及び検査員それぞれが別に定める考査項目別運用表により考査項目別に評価し、御嵩町工事成績報告書（別記様式第1号）の採点区分に従って算出した評点により行うものとする。

2 前項の場合において、監督員が2名任命された場合は、各監督員がそれぞれ評定を行い、それぞれの評点の平均値を監督員の評点とする。

(評点の報告)

第5条 検査員は、工事完了検査後速やかに御嵩町工事成績報告書により町長及び契約担当課長に評定結果を報告するものとする。

2 契約担当課長は、当該評定結果について御嵩町契約審査委員会（御嵩町契約審査委員会要綱（平成16年訓令甲第17号）に規定するものをいう。）に報告するものとする。

（平20訓令甲16・一部改正）

(評点の通知等)

第6条 町長は、当該工事の請負者に対して、検査結果通知書とともに工事成績評

定結果通知書（別記様式第2号）により評定結果を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた請負者から評定結果に対する質問等があった場合は、当該工事成績評定結果に至った理由を付し、工事成績評定に係る説明書（別記様式第3号）により当該請負者に通知するものとする。

第3章 その他建設工事の評定

（評定の方法）

第7条 その他建設工事の評定は、御嵩町工事成績評定書（別記様式第4号）の区分に従ってそれぞれの評定者が評定し、当該評定書により算出した評点により行うものとする。

- 2 前項の場合において、監督員が2名任命された場合は、各監督員がそれぞれ評定を行い、それぞれの評点の平均値を監督員の評点とする。

（評点の報告）

第8条 第5条の規定は、前条の工事成績評定の結果に係る報告について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、平成16年4月1日以後に契約の締結をした建設工事から適用する。

（経過措置）

- 2 建設工事のうち、建築一式工事については、建築一式工事用の考査項目別運用表が整備されるまでの間は、第2条の規定にかかわらず、その他建設工事とする。

（御嵩町工事の監督及び検査要領の一部改正）

- 3 御嵩町工事の監督及び検査要領（平成12年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成20年訓令甲第16号）

この訓令は、公布の日から施行する。